

健康保険 被保険者 埋葬料(費) 請求書
 完 葬 埋葬料(費) 付加金

記入例・記入方法の説明

保険証を確認してください。

届出年月日	令和XX年XX月XX日 提出		
被 保 険 者 の 情 報	① 被保険者証の記号及び番号	記号 X X X X X X X X	番号(従業員番号) X X
	② (フリガナ)氏名	ケンコウ リョウコ 兼高 良子	
③ 事業所名称	(株)富士通ゼネラル		④ 生年月日 平成XX年XX月XX日
⑤ 住所及び電話番号	〒XXX-XXXX 神奈川県川崎市〇〇区△△9-9 □□マンション987 電話 XXX-XXX-XXXX		
死 亡 し た 方 に 関 する 情 報	⑥ 死亡した方の死亡年月日と原因	死亡した日 令和XX年XX月XX日	死亡原因 〇×△病
	◆家族(被扶養者)が死亡したための請求であるとき		
死 亡 し た 方 に 関 する 情 報	⑦ 被扶養者の氏名等	氏名	生年月日 年 月 日
	◆被保険者が死亡したための請求であるとき		
死 亡 し た 方 に 関 する 情 報	⑧ 被保険者の氏名等	氏名 兼高 大偉智	埋葬した年月日 令和XX年XX月XX日
	埋葬に要した費用 千 円		
埋 葬 料 (費)の 受 領 方 法 等	⑨ ● 亡くなられた方が被扶養者のときは、「被保険者」として加入されていた健保組合等の被保険者資格を退職等の事由で喪失し、かつ以下の3項目に該当する場合は以前加入されていた保険者名等を、亡くなられた方が被保険者のときは、当健保組合の資格喪失後に家族の被扶養者となられていて、かつ以下の3項目に該当する場合は現在加入されている保険者名等を記入してください。 1. 資格喪失後、3か月以内に亡くなられた 2. 資格喪失後、傷病手当金や出産手当金を引き続き受給中に亡くなられた 3. 2の受給終了後、3か月以内に亡くなられた		
	加入し 名		
埋 葬 料 (費)の 受 領 方 法 等	⑩ ● 介護保険法のサービスを受けていたときは記入してください。		
	市町村番号(右寄せ)	受給者番号(右寄せ)	発行機関名
埋 葬 料 (費)の 受 領 方 法 等	⑪ 委任状 【被保険者が受領する場合】(給与口座へ振込み)	私は事業主を代理人と定め、埋葬料(費)および付加金の受領方を委任します。 被保険者氏名 兼高 大偉智	
	⑫ 被保険者以外が代理で請求・受領する場合は代理人の	(フリガナ)氏名 ケンコウ リョウコ 兼高 良子	住所等 〒XXX-XXXX 神奈川県川崎市〇〇区△△9-9 □□マンション987 電話 XXX-XXX-XXXX
	⑬ 振込希望口座 【被保険者以外が請求する場合】(⑫の代理人の金融機関口座)	金融機関名称 〇△□ 銀行 信組 金庫 農協 □〇△駅前	口座種別 当座 普通
⑭ 支店 出張所		ゆうちょ銀行は右欄に店番号	
口座名義(カタカナ) ケンコウ リョウコ			

※ 被保険者が死亡した場合、被扶養者以外の家族または関係者が埋葬を行なったときは、埋葬に要した費用の領収書と費用の内訳書の写しをそれぞれ添付してください。
 ※ 提出の際は、火葬(埋葬)許可証や死亡診断書等の写しなど、死亡の事実を証明する書類を添付してください。書類を添付できないときは、別紙『埋葬料(費)の請求に関する証明書』の何れかひとつに証明を受けて添付してください。

受付日付印

健 保 使 用	支給額	千 円	給付内訳	法定給付	円
	支給日	年 月 日	付加給付		円
資格得喪口		取得	年 月 日	喪失	年 月 日

いちばん上の被保険者情報欄に被保険者証の記号と番号を記入したときは、この欄は記入しないでください！

個人番号(マイナンバー)で書類の添付が必要です。

埋葬料（費）請求書の作成に関する補足説明

書類の提出と埋葬料（費）の支給について

埋葬料は、被扶養者が死亡したときは家族埋葬料として被保険者に、被保険者が死亡したときは家族（被扶養者資格を認められていないが、被保険者に少しでも生計維持されていた家族を含む。）に対して埋葬料が支給されます。死亡した被保険者に埋葬料を受け取る家族がない場合は、実際に埋葬を行なった人に、埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用の実費が埋葬費として支給されます。

支給日は、毎月末日までに健保組合へ申請のあった分を、翌月の給与支給日に給与口座へお振込みします。任意継続被保険者や被保険者以外の方が代理で申請・受領される場合は、請求書受付月の翌月末日（末日が休日のときは翌営業日）に指定の口座へお振込みいたします。

記入上の注意事項（補足説明）

請求書の各項目の番号、記入例を確認してください。

- ◆ 日付（年月日）を記入する欄は『和暦（昭和、平成、令和等）』で記入してください。
- ◆ ①は、健康保険証を確認してください。記号は2桁、番号は1～6桁の従業員番号（0で始まる方は、先頭から0以外の数字までの0を除外します。例えば000901は901。任意継続被保険者は4桁。）です。
- ◆ ③は、①の記号が11の場合は「(株)富士通ゼネラル」、49は「(株)富士通ゼネラルフィールドセールス」、51は「(株)富士通ゼネラル情報システム」です。99の場合は「任意継続被保険者」とご記入ください。
- ◆ ⑥で、第三者の行為によるものか否かの問いで「はい」に○をされた場合は、別途『第三者の行為による傷病届』等を提出いただくことがあります。
- ◆ ⑦は、被扶養者が死亡した場合に、その被扶養者の氏名等を記入する欄です。続柄は「子」「親」と略さず、「長男」「長女」「実父」等と記入してください。
- ◆ ⑧は、被保険者が死亡したときに記入する欄です。被扶養者以外の家族や関係者が埋葬を行なったときは、「埋葬に要した費用」の欄にその額を記入し、領収書と費用の内訳書の写しを添付してください。
- ◆ ⑨は、埋葬料の重複支給を防ぐためにお伺いしています。該当するときのみご記入ください。
- ◆ ⑩は、該当するときのみ記入してください。
- ◆ ⑪は、亡くなられた方が被扶養者の場合に、家族埋葬料を被保険者氏名の給与口座へお振込みするための委任欄です。原則として、在職中で当健保組合に加入中である場合は、この欄に被保険者氏名の記入・押印をお願いします。（任意継続被保険者を除き、退職後に埋葬料を請求する場合は、⑬へ金融機関情報を記入してください。）
- ◆ ⑫⑬は、被保険者が亡くなられた場合等、被保険者以外が代理で請求・受領する場合、その代理人となられる方の情報を記入する欄です。

添付書類について

- ◆ 「火葬（埋葬）許可証」の写し、または「死亡診断書」の写し等、死亡の事実を証明する書類を添付してください。添付不可能なときは、別途『埋葬料（費）請求に関する証明書』（健保組合ホームページから印刷できます。）に証明を受け、請求書に添付して提出してください。
- ◆ 被保険者が死亡した場合で、被扶養者以外の家族や関係者が埋葬を行なったときは、埋葬に要した費用の「領収書」の写しとその「内訳書」の写しを添付してください。